

2015年6月11日

北海道労働局  
局長 羽毛田 守 様

日本労働組合総連合会北海道連合会  
会長 工藤 和 男

## 2015年度北海道最低賃金改正等に関する要請書

わが国経済は緩やかな景気回復基調が続いているとされていますが、多くの働く者・生活者が景気回復を実感するまでには至っていません。消費税率の引上げや物価上昇により家計支出の負担感は増している一方で、くらしの底上げ・底支えは実現していません。

働く者を取り巻く現状を見ると、全雇用労働者に占める道内の非正規労働者の割合は過去最高の42.8%、95万6千人に達し、また、道内の生活保護受給者数は17万人を超えるなど、低所得層の増大や格差の拡大により社会は不安定さを増しています。

こうした中で中央最低賃金審議会は、2007年度の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」、  
「生活保護に係る施策との整合性に配慮」が盛り込まれた最低賃金法改正（2008年7月施行）、2010年度の雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意（2010年6月）、さらには、2013年・2014年は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」への配意等を踏まえて議論をつくり、地域別最低賃金が最高額の東京では888円（+149円）への引き上げとなる一方、北海道を含む42道府県では地域別最低賃金の水準が800円未満であり、地域間格差が拡大しているとともに、最低賃金近傍で働く人々の生活は依然として厳しい状況が続いています。

少子高齢化・人口減少が進行する中で、安心できる社会保障制度の構築に向けた道筋が不透明であることなどから、多くの国民が将来への大きな不安を抱えています。加えて物価上昇の影響は、最低賃金近傍で働く人々の生活に深刻な影響を及ぼしており、労働者の生活を支える最大の柱である賃金のセーフティネットたる最低賃金制度の重要度が増しています。最低賃金の引上げによって賃金全体を底上げし、勤労国民が安心して暮らすために、最低賃金の役割は一段と高まっています。

連合北海道は、こうした状況の元で北海道地方最低賃金審議会の審議においては、昨年の答申を十分尊重し、勤労者の生活実態、生計費や高卒初任給、組織労働者の賃上げ状況（2.07%：連合北海道5.31集計）を踏まえ、最低賃金の引き上げに資する環境整備を強化する必要があると認識しております。

北海道労働局におかれましても、最低賃金の実効ある水準への改善をはかるべく、次の事項に取り組みされるよう要請するものです。

## 記

### 1. 北海道地方最低賃金審議会が示す最低賃金改定について

#### (1) めざすべき最低賃金改定水準について

- ① 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労基法第 1 条、最賃法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。現状の地域別最低賃金は、一般労働者との比較において OECD28 カ国中ワースト 5 位に位置しており、国際的にみても遜色ない水準への改善を目指した金額審議がこれまで以上に求められている。そのためにも、昨年の審議会答申で出された「雇用戦略対話合意の全国最低 800 円、全国平均 1,000 円への引き上げ」に向けた道筋を付けるための文言を十分尊重した審議を促すこと。
- ② 最低賃金の水準議論は、円卓会議合意から議論すべきであったが、今日までアップ率重視の議論にとどまっている。「最低賃金の水準」議論を積極的に進め、本来あるべき賃金水準に引き上げ、有効なセーフティネットとして十分機能するよう促すこと。

#### (2) 10 月 1 日発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。北海道地方最低賃金審議会への諮問、専門部会、運営小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に最大限配慮すること。

### 2. 最低賃金の引き上げに当たっての中小企業支援等の実施について

中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、関係局と連携を図り、公正な取引関係を構築することを含め、中小企業支援策の周知等を講じること。

### 3. 特定（産業別）最低賃金について

特定（産業別）最低賃金制度は労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することによって、事業の公正な競争の確保に寄与している。

特定（産業別）最低賃金の意義と役割を踏まえ、水準改善と併せ、制度の拡充に資する取り組みが進展する様に指導を強化すること。また、第 3 次産業における新設への取り組みに対して、行政の立場からの支援を強化すること。

### 4. 法令の周知と監督行政の強化について

- (1) 最低賃金法の周知・徹底を図ること。特に、産業構造の変化を踏まえ、当該産業労使への十分な周知を行うこと。
- (2) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化を図るとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。

以 上